

議案第三八号

専決処分事項の報告について

地方自治法第百七十九条の規定により三朝町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり専決したので同法の規定によつて報告し、議会
の承認を求めます。

昭和四十年九月九日 九日報告

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾年七月九日

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町議会議長印

昭和四十年再頒布一号

地方自治法才百七十九条の規定により三朝町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例を専決する

昭和四十年五月十日

三朝町長 坂本雅己

昭和四十年三朝町条例才ニ〇号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をこゝに公布する。

昭和四十年五月十日

三朝町長 坂出 雅己

昭和四十二年三朝町条例才ニ〇号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例

三朝町国民健康保険税条例(昭和三十九年三朝町条例才十五号)の一部を次のように改正する

第五条中

一所得割

百分の二七

二資産割

百分の二〇

三被保険者均等割

被保険者一人につき

六〇〇円

四世帯別平等割

一世帯につき

一、〇〇〇円

一所得割

百分の三〇

二資産割

百分の一七

三被保険者均等割

被保険者一人につき

八〇〇円

四世帯別平等割

一世帯につき

一、五〇〇円

第十一条第二項第一号中

一人につき 三百四十円

一人につき 三百六十円

一世帯につき 四百八十円

一世帯につき 六百円

に改める

に改める

第十一條第三項第三号中

一人につき百五十円

一人につき二百四十円

一世帯につき三百二十円

一世帯につき四百円
に改めらる

附 則

この条例は公布の日より施行し、昭和四十年度分の国民健康保険税から適用する。